

新编 国际贸易日语

林 林 编著



WUHAN UNIVERSITY PRESS

武汉大学出版社

新编 国际贸易日语

林 林 编著



WUHAN UNIVERSITY PRESS

武汉大学出版社

图书在版编目(CIP)数据

新编国际贸易日语/林林编著. —武汉:武汉大学出版社, 2010. 11
ISBN 978-7-307-08373-8

I. 新… II. 林 III. 国际贸易—日语 IV. H36

中国版本图书馆 CIP 数据核字(2010)第 243806 号

责任编辑:郭园园 责任校对:黄添生

出版发行:武汉大学出版社 (430072 武昌 珞珈山)

(电子邮件:wdp4@whu.edu.cn 网址:www.wdp.com.cn)

印刷:湖北恒泰印务有限公司

开本:880×1230 1/32 印张:13.25 字数:357千字 插页:1

版次:2010年11月第1版 2010年11月第1次印刷

ISBN 978-7-307-08373-8/H·740 定价:26.00元

版权所有,不得翻印;凡购买我社的图书,如有缺页、倒页、脱页等质量问题,请与当地图书销售部门联系调换。

前 言

随着我国经济体制改革的不断深入和社会主义市场经济体制的不断完善,我国的经贸事业也取得了举世瞩目的成绩。在新世纪来临之际,我国正积极争取早日加入 WTO,融入世界统一贸易体系;面对新的形势,更需要有一大批既精通外语又熟悉国际贸易惯例、规则和法律的人才。这给我国高校的外语教学提出了新的、更高的要求。如何适应国际社会的需求,尽快培养一大批复合型跨世纪人才,这是摆在我们高校教师面前的重大课题。

本书就是在此背景下编写的。为编写好本书,作者参考了许多国内外有关国际贸易方面的书籍,并根据自己几年来的教学和多年从事对日贸易的实际经验,特别注意贯彻如下原则:

- 1.重点突出,力求理论与实际相结合。在使本书内容保持一定深度的同时,更侧重于国际贸易惯例和进出口业务基本程序的介绍,使读者所学内容在实际工作中具有可操作性。

- 2.进出口业务具有很强的实务性质。考虑到外语专业学生和学习者的特点,本书按进出口业务的一般程序分章节循序渐进,在保持内容的系统性与完整性的同时,尽量简明扼要,方便学习和教学,达到外语专业学生在学习专业外语的同时,又能较系统地掌握外贸基础知识。

- 3.全书以国际贸易已形成并应用最广泛的规则和惯例为中心编写。

- 4.兼容并蓄,充分吸收有关著作、论文的精华内容,力求反映最新产生的规则和惯例。

5.充分考虑到有初级日语水平的经贸专业学生和学习者的需要,力求适用范围更广泛。本书除每小节后附单词解释外,在最后还附有参考译文,以便经贸专业的学生和学习者作为专业外语的参考书和教材。

本书的编写借鉴了诸多专著、辞典、教材等,主要有:

《現代貿易の知識》早川広中、小林甫編著(広文社)

《現代の貿易実務》山口敏治著(中央経済社)

《貿易がわかる事典》森井清著(日本実業出版社)

《現代契約法大系》第8、9卷《国際取引契約》遠藤治、林良平、水本浩監修(有斐閣)

《国际贸易实务》侯铁珊等编著(大连理工大学出版社)

《商法略説》龍田節編(有斐閣)

《日中貿易コレポンハンドブック》日中貿易用語研究会編訳(東方書店)

《日汉经济贸易词汇》朱雷西等编(对外经济贸易出版社)

《日中貿易必携》日本国際貿易促進協会

在此,谨向给予本书大力支持和帮助的武汉大学出版社外语编辑室王春阁老师,提供、协助整理资料的师长、友人、学生及参考书籍的作者、出版社致以诚挚的谢意。本书在付梓之前,承蒙在我校执教的日籍日语专家村上直方先生审稿,在此一并表示感谢。

由于编写时间仓促及编者水平有限,错误之处在所难免,恳请同行和广大读者批评指正。

编 者

2000年5月

再 版 前 言

本书自 2000 年第 1 版付梓以来已近十年的时光，当初并未对印数抱有特别的希望，未曾想已然重印了 7 次，从中可窥见各方同仁所给予的认可和莫大的支持，对此每每怀有深深的谢意。在过去的十年中，伴随网络通信手段的日新月异和经济全球化步伐的加快，国际贸易的方式也出现了若干变化，各种有关外贸日语的佳作也不断面市，成果斐然。在此形势下，本书似乎也自然具备了改动的必要性。然而静观外部热闹的环境，不难发现进出口业务程序由于其特殊性并未出现实质性的变化。由此看来，本书初版时侧重传统国际贸易惯例和进出口业务基本程序介绍的这一初衷也有继续保持的必要。此外，根据作者的工作经验和教学体会来看，外贸业务最大的特点就是它的实务性，而这种实务并不能靠几句对话之类的东西就可以掌握的，对于未接触过外贸实务的人来说，最重要的是熟悉其一般程序和原理，掌握了这些原理性的东西，对具备了一定外语水平的人而言，随着实际工作中经验的积累，专业对话便是水到渠成的事情。值此再版之际，本书在维持原简明扼要的内容框架下，适当地增加了单据实例的比重，并对应近年来国际贸易规则的新变动作了些许改动，以使初次接触进出口业务的各位朋友能在较为系统地初步把握过程中逐渐熟悉专业用语的内容，为在今后的实际工作中有所发挥构筑基础，若能从本书获得某种参照，当令人欣慰之至。

最后对本次再版过程中给予许多有益建议和指导的武汉大学

出版社郭园园博士，及在文字录入和校阅时提供帮助的黄悦和宋玮两位同学表示衷心的感谢，同时恳望各位读者及同仁对书中存在的疏漏之处不吝赐教。

林 林

于日本嘉悦校园

2010 年 4 月

目 次

第一章 貿易取引の概要	1
第一節 貿易売買の概要	2
一、貿易売買の概念	2
二、貿易売買の主体	4
三、貿易売買の形態	5
第二節 貿易取引の規範	11
一、国際条約の遵守原則	12
二、国際取引商慣習による制約原則	13
第二章 商談	19
第一節 商談の予備段階	20
一、市場調査	20
二、市場調査の方法	21
三、取引関係の創設	22
四、取引の勧誘	27
第二節 契約成立交渉	32
一、引合い	33
二、オファー	34
三、カウンター・オファー	36
四、承諾・アクセプタンス	37
第三節 契約の成立	43
一、契約の成立時期	43

二、契約の方式	43
三、契約書の形態	44
第三章 商品の品質・数量・包装	55
第一節 商品の品質	56
一、品質を示す方法	56
二、品質を決める基準	57
第二節 数量	59
一、数量の（単位）基準	59
二、計量方法	60
三、過不足認容条件	61
第三節 包装	63
一、包装の種類	63
二、包装の標識	64
第四章 価格条件	71
第一節 価格	72
一、基本	72
二、取引通貨	72
第二節 貿易条件	76
一、インコタームズとは	77
二、1990年・2000年インコタームズの特徴	78
三、分類の概要	79
第三節 貿易条件の要点略説	84
一、工場渡し条件（EXW=Exworks）	84
二、運送人渡し条件（FCA=Free Carrier）	85
三、船側渡し条件（FAS=Free Alongside Ship）	85
四、FOB	86
五、運賃込み条件（CFR=Cost and Freight）	90

六、CIF	90
七、輸送費込み（CPT）、輸送費保険料込み条件（CIP）	94
八、国境持込み渡し条件（DAF=Delivered at Frontier）	95
九、本船持込み渡し条件（DES=Delivered ExShip）	96
十、埠頭持込み渡し条件（DEQ=Delivered Ex Quay）	97
十一、DDU、DDP	97
十二、従来の貿易条件分類	98
第五章 運送	107
第一節 海上物品運送	108
一、定期船運送	108
二、用船運送	116
第二節 その他の運送	122
一、コンテナ輸送	122
二、一貫複合輸送	125
三、航空輸送	127
第三節 受渡し	133
一、船積に関する用語	135
二、船積日に関する「信用状統一規則」の規定	136
第四節 船積書類	139
一、船積書類の役割と構成	139
二、船荷証券	141
三、インボイス	147
四、保険証券	148
五、荷造り明細書	148
六、その他の船積書類	148
第六章 海上保険	163
第一節 海上保険の内容	165

一、海上保険とは	165
二、海上危険	167
三、海上損害の種類	168
第二節 損害の填補	174
一、損害填補の範囲	174
二、英国ロンドン保険業者協会貨物約款	176
第三節 保険の実務	180
一、保険期間	180
二、個別と包括予定保険	182
三、保険証券の発行	183
四、付保金額	184
五、保険求償	184
六、委付	185
第七章 決済	191
第一節 外国為替と貿易決済	192
一、外国為替の概要	192
二、外国為替と内国為替	193
三、外国為替相場	194
四、外国為替の種類	198
第二節 支払手段——手形	202
一、小切手	203
二、約束手形	204
三、為替手形	204
四、為替手形の必要記載事項	206
五、為替手形の期間	209
六、為替手形の買取り	209
七、荷為替手形による決済	210
八、拒絶証書と遡求権	212

第三節 支払方式——信用状なしの決済	216
一、送金	217
二、取立手形決済	218
第四節 信用状決済の実務	229
一、信用状の意義	229
二、信用状の当事者	231
三、信用状発行と代金支払いの流れ	234
四、信用状の条件	236
五、信用状の種類	246
六、信用状統一規則	250
七、信用状取引の特徴	255
八、輸出信用状のチェックポイント	257
九、信用状条件不一致の対応	258
十、輸入書類のチェック	260
第八章 紛争の対応	273
第一節 クレーム	274
一、クレームの概念	274
二、貿易クレーム	275
三、貿易クレームの原因	276
四、貿易クレームの分類	276
五、貿易クレームの予防対策	278
六、貿易クレームの解決方法	280
七、不可抗力	281
第二節 商事仲裁	285
一、仲裁合意	285
二、特色	286
三、仲裁約款	287
四、仲裁判断の效力	288

五、仲裁の対象	288
六、強制執行	288
七、仲裁立法	289
八、調停と仲裁の相違	289
九、訴訟と仲裁の相違	289
十、利点と欠点	290
 附：合同实例	 296
单据实例	302
贸易术语英文缩写	329
课文参考译文	333

第一章

貿易取引の概要

貿易売買の概念

貿易取引の規範

第一節 貿易売買の概要

一、貿易売買の概念

貿易の概念は時代とともに変化しているが、一般の常識として、異なる国と国との間で行われる商取引である。貿易取引における売買の目的物 (Subject Matter) つまり売買の対象となるものは、物品 (Goods) である。その物品は、商品としての適性 (Merchantable Quality) を備えていなければならない。貿易取引は一般に商品 (Goods) を媒体として行われる。すなわち国際間の物品売買 (Sale of Goods) の形で遂行される。

もちろん、20 世紀後半はプラントや大型機械の売買、特許やノウハウの契約および代理店との契約などから取引が大型化、巨額化、長期化してその内容も複雑多岐にわたってきているために貿易の概念が変化しているように考える人もあるが、現象面はともかくとして、貿易取引の原型が「売買」にあることにはちがいはない。本書は、この国際間の物品売買の実務過程を中心に、貿易のもっとも一般的な基礎知識を提供するものである。

貿易取引は国際間における物品売買であり、国内商業も物品売買がその主体であるために、両者がともに商品の売買を取引の基本的要素としていることにおいて相異はない。しかし国を異にする、という点で国内取引とは違ったさまざまな特徴が貿易売買においては存在する。国が異なるということにおいて、宗教、教育、言語、商慣習、法律、通貨、度量衡、習俗、価値観、自然環境および生活水準などの諸点において違いがみられる。貿易というのは、なにしろ国境を越えての物資の移動現象であるから、以上の違いからくるちょっとした誤解がモトで、トラブルも多発しがち

である。そこで貿易売買にみられるおもな特質を考察してみよう。

言語 まず、コトバの問題であるが、商談成立までの相互の意思の伝達が外国語で行われ、契約書その他の必要書類も外国語で作成しなければならない。貿易取引が国際間における物品の売買を中心に構成されるとするならば、この国際売買を推進、実現、完成するためには、売主、買主間におけるコミュニケーションが明瞭・確実・迅速・合理的に行われなければならない。

外国為替 国際間で行われる物品売買の結果としての価値の移転は、国内のそれとは違って、異なる通貨の交換という特殊な現象を必然的にともなってくる。すなわち、その交換過程において外国為替という厄介な問題が派生し、為替相場の変動によるリスクを負担することにもなる。

外国為替はまた外国為替手形と同意義に使用されることがある。代金の支払いと受取りとが通貨地域を異にした場合に、為替手形は外国為替手形となるが、貿易金融はこのような外国為替手形と密接に結びついた関係にあるということが出来る。

関税制度 国内取引と異なり貿易売買においては、物品の移動は自由でない。物品の輸出・輸入にあたっては必ず現物と書類を税関で検査され、それぞれの許可を得なければならないことは、貿易の大きな特色といえる。税関に申告して検査を受けるというよけいな手数をかけるから、手続きそのものが非常に複雑になる。もし、これを怠れば、密輸として刑事犯の対象とされる。

さらにある場合には、政府の管理政策によって約定品の輸出または輸入が禁止または制限される場合や特定の外国への輸出または外国よりの輸入が、政府の特別許可を要する場合などがある。そのほか、諸々の事情による貿易相手国の輸入制限や国際的に締結される諸種の協定によって、輸出・輸入が制約を受ける場合がある。

海上運送 海上運送が長い日時を要し、かつ積荷が海上危険に

さらされることはいうまでもない。また、遠距離への物品の海上運送において物品の仕向地への到達はしばしば遅延する。この遅延は、海上運送という特殊性のために生じる不可避免的現象とのみみてはならない。現実の取引においてはこのような遅延が、物品の代金決済の問題に関連するだけでなく、売買契約上の他の条件に抵触することもあり、さらにそれが売買当事者間に商事紛争を生ぜしめるまでに発展することもあり得る。

準拠法 貿易売買は法域を異にする国と国との間で行われる取引であるために、売買当事者が取引上の必要から法律上の手続きをとろうとする場合、当事者の一方または他方の属するいずれの国の法律によるか、あるいは第 3 国の法律によるか、といった問題、すなわち準拠法の問題が生ずる。例えば日本においては、この問題は基本的には当事者の意思に従って定まるものであるが、当事者の意思が明らかでない場合には、日本の法例は、行為地法に拠る旨を定めているのである。しかし、実際問題として、現実の貿易売買においては、当事者が売買契約の成立に際し、あらかじめこの問題に関して意思を表明することはあまり行われていない。それは各業界には、貿易取引においてそれぞれの有力な団体が制定した標準契約があり、また定型化された貿易契約形態、たとえば、FOB や CIF といった貿易条件においては、国際慣習的な標準解釈があるので、これらを基準として準拠法問題を決定し得るものと考えられるからである。しかし、売買契約の内容の如何によって、または複雑な契約の場合には、この問題は簡単には決定されない。

二、貿易売買の主体

貿易売買は、これを行う者、すなわち主体が私的であるか国家であるかによって、民間貿易と国営貿易とに分類される。民間貿易は、資本主義国家が通常とる貿易形態であるため個人または会